

役員改選 2017年12月1日より2年

名誉顧問

駐日ニュージーランド特命全権大使 スティーブン・ペイント閣下

会長

奥洞 恵子 飛騨高山日本ニュージーランド協会会長

副会長（順不同）

田尻 稲雄 特定非営利活動法人 札幌ニュージーランド協会会長
花井 和夫 静岡県日本ニュージーランド協会会長
足立 英雄 名古屋日豪ニュージーランド協会副会長
津野瀬武久 広島ニュージーランド友好協会会長

情報担当責任者

大橋 千秋 静岡県日本ニュージーランド協会最高顧問

会計

篠ヶ瀬大地 浜名湖日本ニュージーランド協会会長

理事（順不同）

土谷 秀樹 恵庭ニュージーランド協会会長
岩倉 圭彦 苫小牧ニュージーランド協会会長
西條 文雪 小樽ニュージーランド協会会長
安部定次郎 仙台ニュージーランド協会会長
勝間田純一郎 千葉県日本ニュージーランド協会会長
上田 秀明 公益社団法人日豪ニュージーランド協会会長
新田 八朗 富山日豪ニュージーランド協会会長
林 芳行 名古屋日豪ニュージーランド協会会長
石井 久行 日本ニュージーランド協会（関西）会長
加賀爪 優 日本ニュージーランドセンター会長
山口 毅 福岡ニュージーランド友好協会会長
金城 誠 沖縄ニュージーランド協会会長
宮本 忠 三重オーストラリアニュージーランド協会会長

監事（順不同）

金原 修平 岡崎日本ニュージーランド協会会長
西 謙二 大分県ニュージーランド友好協会会長

事務局

〒433-8116 静岡県浜松市中区西丘町 951
TEL053-439-0909 FAX053-439-7901
e-mail : hiro@righttec.com

全国日本ニュージーランド協会連合会規約

- 第1項 名称 本会は、全国日本ニュージーランド協会連合会と称する。
英語名は National Federation of Japan-New Zealand Societies とする。
- 第2項 目的 本会は、日本とニュージーランドとの文化的交流、相互理解と友好・親善の促進を目的とする。
- 第3項 事業 本会は、前述の目的を達成するために次の事業を行う。
① 総会を隔年に開催する。 各加盟協会の決議権は1票とする。
② 全国の協会を代表して、関係先との協議・祈衡を行う。
③ 会員相互の連携・協調の促進を支援する。
④ その他、連合会の目的達成のために必要な事業を行う。
- 第4項 事務局 本会の事務局は、会長の定めるところに事務局を置き、役員会の承諾を得る。
- 第5項 会員 日本国内に存在し、全国日本ニュージーランド協会連合会に承諾されているすべての日本ニュージーランド協会は会員資格を有する。
本会への加入は各日本ニュージーランド協会の自由意志とし、夫々の協会は従来通り自らの活動を行う。
- 第6項 役員 全国の加盟協会の会長を連合会の理事とする。
以下役員を理事及び加盟協会の役員より、役員会で選出し総会で承諾を得る。
但し、状況に応じ定員数を満たさなくてもよい。
〔役員内訳〕
会長1名、副会長5名、監事2名、会計1名、情報担当責任者1名
〔役員任期〕
役員任期は2年とする。ただし再任は妨げないものとする。
- 第7項 顧問 顧問は複数おくことができる。
- 第8項 役員会 会長は必要に応じて臨時役員会を開催する。
- 第9項 総会 2年に1回の定期総会を開催する。必要に応じて会長は、臨時総会を開催する事が出来る。
- 第10項 会費 本会の年会費は、1協会 3,000円とする。
関係者からの寄与は受け入れることが出来る。
- 第11項 決算 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終了する。
決算書は、毎年3月末までに役員会に提出し、定期総会でその承諾を得る。
- 第12項 その他 本会誕生の経緯並びに現状に鑑み、その他の規約項目は順次取り決めとする。
規約の取り決め変更は、総会の過半数の同意をもって承諾とする。
- 附 則 本会の設立日は平成22年11月23日とする。
本会は、全国の姉妹都市協会との連携も行っていくこととする。

2015年7月13日改訂

2017年12月1日改訂

以上

